

岐阜県公報

第二千四百四十号
平成二十五年四月二十六日

(金曜日)

目次

人事委員会規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 三〇二^{ページ}

告示

包括外部監査契約の締結

(行政管理課) 三〇二

有害興行の指定

(男女参画青少年課) 三〇二

保安林に指定する予定の変更の通知

(治山課) 三〇三

道路の区域変更

(道路維持課) 三〇三

道路の供用開始

(同) 三〇三

岐阜県警察関係手数料徴収条例に基づく手数料の徴収事務の委託

(交通規制課) 三〇四

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 三〇四

政治団体の異動事項の公表

(同) 三〇五

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 三〇六

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 三〇七

資金管理団体の異動事項の公表

(同) 三〇八

指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 三〇八

公示

落札者等に関する公示

(税務課) 三〇八

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十五年四月二十六日

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 三〇八

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 三〇九

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 三一〇

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(同) 三一〇

平成二十五年における地籍調査に関する事業計画

(都市政策課) 三一〇

土地改良区役員の変更及び就任

(西濃農林事務所) 三一〇

土地改良区清算人の就任

(恵那農林事務所) 三一〇

人事委員会規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月二十六日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第九号

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表西濃環境整備組合の項中「事務局長」の下に、「参事」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十五年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 契約の始期 平成二十五年四月一日
- 二 費用の算定方法 基本費用、執務費用及び実費を合算した額
- 三 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払い（ただし、必要に応じて

て前金払をする。）

四 契約の相手方 住所 不破郡垂井町一三〇九番地の四

氏名 渋谷 英司
資格 公認会計士

岐阜県告示第二百七十一号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十五年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種 類	題 名	等	配給会社名等
映 画	人妻女医 性奴隷の悦び		オーピー映画
	闇の花 すすり浜める		大 蔵 映 画
	羞恥心の強い喪服妻 性飢餓		新 日 本 映 像
	小悪魔の欲望 暴行体験		新 日 本 映 像
	痴漢電車 引き剥がせ		新 日 本 映 像
	美熟女 好きもの色情狂		オーピー映画
	女将と仲間 あたたい股間		新 東 宝 映 画
	うずいてぼてる未亡人		新 東 宝 映 画
	死霊のはらわた (原題) EVIL DEAD		ユニ・ビジュアル

2 指定年月日

平成25年 4月26日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成

を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第二百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林に指定する予定の森林の所在場所について変更した旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更後の保安林予定森林の所在場所

不破郡垂井町大滝字東谷八四一の五六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年四月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 別後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
一般 国道	四百十八号	山県市葛原字上市井三四二六番二地先から 同市同字同三四二八番一地先まで	前	二〇・〇 二二・八	三三・〇	
			後	九・二 二二・八	三三・〇	

岐阜県告示第二百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年四月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか）
一般 国道	四百十八号	山県市葛原字上市井三四二六番二地先から 同市同字同三四二八番一地先まで	一四・〇	平成 二五・四・二六	平成 二五・四・二五 二五・四・二六

岐阜県告示第二百七十五号

岐阜県警察関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第四十号)別表第一七の表一の項及び二の項に規定する手数料の徴収事務について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により次のとおり委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十五年四月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

受託者の名称及び住所 中央警備保障株式会社 岐阜県岐阜市今沢町十一番地	委託事務の内容 パーキング・メーター作動手数料及びパーキング・チケット発給手数料の徴収事務	委託期間 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
---	--	------------------------------------

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十五年四月二十六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

1 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称 自由民主党岐阜県参議院選挙区第三支部	代表者の氏名 大野 泰 正	会計責任者の氏名 森 正 智	主たる事務所の所在地 羽島市竹鼻町丸の内3 25 1	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類 参議院議員
-------------------------------	------------------	-------------------	-------------------------------	--------------------------	----------------

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 輝く大垣を創る会	代表者の氏名 堤 俊 彦	会計責任者の氏名 渡 邊 輝 美	主たる事務所の所在地 大垣市中曾根町610		
頑張れ日本!全国行動委員会岐阜県多治見支部	小笠原 秀 春	早 川 美津夫	多治見市市之倉町2 327 2		
岐阜県歯科衛生士連盟	森 川 範 江	縄 田 理 佳	岐阜市加納城南通り1 18		

岐阜県医師連盟 岐阜支部	代表者	松波英寿	河合 潔
岐阜県医師連盟 岐阜支部	代表者	田中 吉政	不破 洋
岐阜県医師連盟 岐阜支部	代表者	小川 昭俊	田中 吉政
岐阜県医師連盟 岐阜支部	代表者	水野 拓	村田 憲彦
岐阜県政経研究会	代表者	吉田 義弘	重田 浩希
岐阜県ビルメン デーション政治連盟	代表者	宗広 三千生	保母 勝寿
岐阜市医師連盟	代表者	中谷 圭	渡辺 寛
幸福実現党高山 後援会	代表者	粥川 まゆみ	平野 吉彦
幸福実現党多治 見後援会	代表者	佐藤 保夫	木村 寿美重
鈴木正典後援会	代表者	木村 寿美重	佐藤 保夫
税理士による渡 辺猛之後援会	代表者	川崎 賢二	溝口 孝
関ヶ原ふじつか 守後援会	代表者	高木 篤一	澤村 登
富田せいじ後援 会	代表者	吉田 義弘	重田 浩希
富田せいじを応 援する会	代表者	吉田 義弘	重田 浩希
中川ひとしを育 てる会	代表者	堀田 勝彦	藤井 実之
	代表者	なかつがわ一新の会	中津川一新の会

なかつがわ一新 の会	代表者	佐伯 昭二	笠木 康彦
	代表者	中津川市坂下34 63	中津川市中津川12482 42
21世紀に翔ぐ会	代表者	国会議員関係政治 団体の区分	法第19条の7第1項 議第1号に係る国会 議員関係政治団体 法第19条の7第1項 議第2号に係る国会 議員関係政治団体
	代表者	(公職の種類)	衆議院議員
	代表者	公職の候補者の 氏名及び公職の 種類	笠原 多見子 衆議院議員
野田聖子後援会 野田会	代表者	亀山 武彦	後藤 丈一
野田聖子後援会 野田会	代表者	平光 桂	足立 武明
森はるひさ後援 会	代表者	瑞穂市牛牧131 8	瑞穂市牛牧635 2
吉岡けんを育て る会	代表者	鈴木 利之	内藤 浩

岐阜県公衆衛生協会 岐阜支部 岐阜市三十三丁目

岐阜県公衆衛生協会 岐阜支部 岐阜市三十三丁目(瑞穂二十三井法律事務所九十四号) 第十七条第一項の規定により、
本団体の組織規程を附則せられたる「公職の候補者の氏名及び公職の種類」を、その組織規程の次に掲げる
とおりとする。

岐阜市三十三丁目四四二番地

岐阜県公衆衛生協会 岐阜支部 岐阜市三十三丁目

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
			解散年月日
			政党又は政党の支部の場合その旨の表示
			当該政党の支部を政党の名称とする
			一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示

自由民主党岐阜県傷痍軍人会支部	入口 庄 一	牛 山 範 子	岐阜市藪田南 1 11 12	平成24年 12月31日	政党の支部	自由民主党本部	一以上市町村区域等
大久保一夫後援会	大久保 一 夫	大久保 ゆかり	土岐市土岐津町土岐口676 5	平成25年 2月28日			
坂口和信と国府の未来を創る会	田 中 利 博	岩 水 益 二	高山市国府町半田137	平成25年 3月1日			
曾根たけみを育てる会	曾 根 義 弘	丹 羽 之 弘	土岐市土岐津町土岐口1427 4	平成25年 2月1日			
高島きみこ後援会	高 島 貴美子	高 島 貴美子	各務原市松が丘 6 121	平成25年 3月3日			
高橋つよし後援会	高 橋 良 樹	高 橋 喜一郎	揖斐郡揖斐川町乙原357	平成25年 3月11日			
長縄博光を励ます会	五 島 静 雄	長 縄 和 郎	各務原市各務おがせ町 6 341	平成25年 3月4日			
中村幸二を励ます会	中 村 幸 二	中 村 徹	各務原市鷺沼台 5 26	平成25年 2月25日			
西尾公男後援会	宮 澤 博 光	深 董 澄 雄	恵那市岩村町798	平成24年 12月25日			
根尾川筋漁業協同組合政治連盟	鷲 見 隆 男	尾 崎 次 男	本巣市山口897	平成25年 3月8日			
博友会	中 谷 晴 男	長 縄 鈴 江	各務原市各務おがせ町 7 48	平成25年 3月4日			
船戸清後援会	松 波 義 則	西 垣 由 美	岐阜市徹明通5	平成25年 2月22日			
松浦高春後援会	早 川 繁 成	吉 田 明	中津川市駒場61 3	平成25年 3月9日			
三輪まさちか後援会	日 比 実	三 輪 重 隆	大垣市上石津町上多良116 1	平成25年 3月25日			
山口二葉会	加 藤 出 橋	橋 政 彰	中津川市山口3058 1	平成25年 3月8日			

平成二十五年四月二十六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会会中記第2111号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、
 資金管理団体の指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
 を次のとおり変更した。

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の名
小川 敏	大垣市長	輝く大垣を創る会	大垣市中曾根町 610	小川 敏

垣部 好秀	本築市議会議員	垣部好秀後援会	本築市仏生寺63 92	垣部 好秀
-------	---------	---------	----------------	-------

岐阜県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十五年四月二十六日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
浅野 健司	浅野健司を支援する会	公職の種類	各務原市長	各務原市議会議員

岐阜県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十五年四月二十六日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
安藤 肇哉	岐阜市議会議員	安藤もちちか後援会	岐阜市福光南町 20-11	安藤 肇哉

高島貴美子	各務原市議会議員	高島きみこ後援会	各務原市松が丘 6-121	高島貴美子
中村 幸二	各務原市議会議員	中村幸二を励ます会	各務原市鷺沼台 5-26	中村 幸二
安田 良邦	神戸町議会議員	友愛会	安八郡神戸町大字西座倉499	安田 良邦

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年四月二十六日

岐阜県民事 中 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 新職務システム要件定義等支援業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成25年2月8日
- 4 落札者を決定した日 平成25年3月26日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市吉野町6-14
株式会社建設技術研究所 岐阜事務所
所長 木下 英哉
- 6 落札金額 31,080,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県総務部総務課
(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年四月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人労働相談.com
- 三 代表者の氏名 本間 高道
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市徹明通五丁目八番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、すべての労働者に対して、雇用環境・労働契約・賃金・労働条件等に関する相談を受け付ける事業、雇用問題に関する情報提供事業、労働関係の法・条例・制度に関する啓発を行う事業を行い、労働者の地位向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年四月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人にゃんこの手
- 三 代表者の氏名 熊田 春美
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市山吹町六丁目三九番地（キャッスルハイ ツ山吹町三〇四号室）
- 五 定款に記載された目的 この法人は、生活をする上で困った市民に対して、相談や手を貸すことに関する事業を行い、社会貢献することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利

活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年四月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人郡上八幡水の学校
- 三 代表者の氏名 尾藤 純
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市八幡町新町九三九番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、郡上市民、大学等学術研究機関、公共的団体、地方公共団体、企業及び郡上八幡への来訪者等に対して、水文化に関する学習機会の提供並びに水環境の保全、活用、価値づくりに関する事業を行い、郡上八幡の誇り高い水文化のさらなる向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年四月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人劇団はぐるま
- 三 代表者の氏名 小林 正子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市西野町一丁目二番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、あらゆる人々に対して演劇の公演、並びに演劇教育に関する事業を行い、演劇文化の普及、発展、向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年四月二十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年四月十八日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社本巢ショッピングワールド

三 建物の名称及び所在地

LCワールド本巢

本巢市政田字上市場一四〇四番地の一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社リオワールド 代表取締役 横山 和幸 外四四者

(変更後) 株式会社フードセンター富田屋 代表取締役 大平 克郎 外三四者

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年四月二十六日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

昼飯ショッピングセンター

大垣市昼飯町東田五〇七 一

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年四月二十六日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

カネスエ竹鼻店

羽島市竹鼻町蜂尻宮西二二 一

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

する。
 なお、その意見書は平成二十五年四月二十六日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

カネスエ大野店

揖斐郡大野町大字黒野字相羽三九番地

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

平成二十五年年度における地籍調査に関する事業計画

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十五年年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十五年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
中津川市	中津川市中津川の一部	地籍調査費負担金の交付決定日から平成二六・三・三一まで
瑞浪市	瑞浪市日吉町の一部	同
恵那市	恵那市串原の一部	同
土岐市	土岐市駄知町、肥田町肥田及び土岐津町土岐口の一部	同
飛騨市	飛騨市古川町黒内、古川町信包、河合町有家、河合町角川、宮川町大無雁、宮川町打保、神岡町吉田及び神岡町西の一部	同

郡上市

郡上市高鷲町大鷲、高鷲町鷲見及び高鷲町鮎立の一部

同

下呂市

下呂市小川、御厩野、野尻、萩原町羽根、萩原町椋洞、小坂町大島、馬瀬中切、馬瀬名丸、馬瀬堀之内、馬瀬西村、馬瀬川上、馬瀬黒石、馬瀬数河及び金山町福来の一部

同

海津市

海津市南濃町境及び南濃町松山の一部

同

坂祝町

加茂郡坂祝町黒岩の一部

同

白川町森林組合

加茂郡白川町切井の一部

同

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十五年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
土地区改良区	平成二五・三・三一	理事	白井美幸	六五一番地
室原土地改良区	平成二五・三・三一	理事	高木慶次	七〇四番地
同	同	同	長澤文康	六七六番地
同	同	同	横田 等	七三六番地一
同	同	同	川地 謙司	七七八番地
同	同	同	高田 初男	六二八番地一
同	同	同	長沢 重由	六二二番地
同	同	同	高田 幸男	六〇三番地

就任した役員	土地改良区名	年月日	役名	氏名	住所
理事	室原土地改良区	平成二五年・四・一	理事	白井美幸	六五一番地
同	同	同	同	高木慶次	七〇四番地
同	同	同	同	長澤文康	六七六番地
同	同	同	同	横田等	七三六番地一
同	同	同	同	堀守	七三七番地一
同	同	同	同	三輪正雄	六二六番地
同	同	同	同	長沢重由	六二二番地
同	同	同	同	高田幸男	六〇三番地
同	同	同	同	伊藤文夫	六一〇番地一
同	同	同	同	高木啓允	五〇七番地一
同	同	同	同	川地孝治	五四四番地
同	同	同	同	川地好	三六七番地
同	同	同	同	長沢誠	一〇一六番地
同	同	同	同	佐竹正則	五二六番地
同	同	同	同	伊藤文夫	六一〇番地一
同	同	同	同	川地正矩	五三二番地
同	同	同	同	川地悟	五二三番地
同	同	同	同	三輪賢治	四八五番地
同	同	同	同	長沢誠	一〇一六番地
同	同	同	同	佐竹正則	五二六番地
同	同	同	同	他田實	一六三番地一
同	同	同	同	大矢賢治	六五五番地
同	同	同	同	青木茂	六九〇番地
同	同	同	同	高木久勝	五〇四番地

退任した役員	土地改良区名	年月日	役名	氏名	住所
同	同	同	同	他田實	一六三番地一
同	同	同	同	大矢賢治	六五五番地
同	同	同	同	青木茂	六九〇番地
同	同	同	同	高木敏幸	五三五番地一

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十五年四月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

就任した役員	土地改良区名	年月日	役名	氏名	住所
理事	牧田川用水土地改良区	平成二五年・三・一七	理事	田中清	一七九番地一

土地改良区清算人就任届

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨の届出があったので、第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公示する。

平成二十五年四月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社